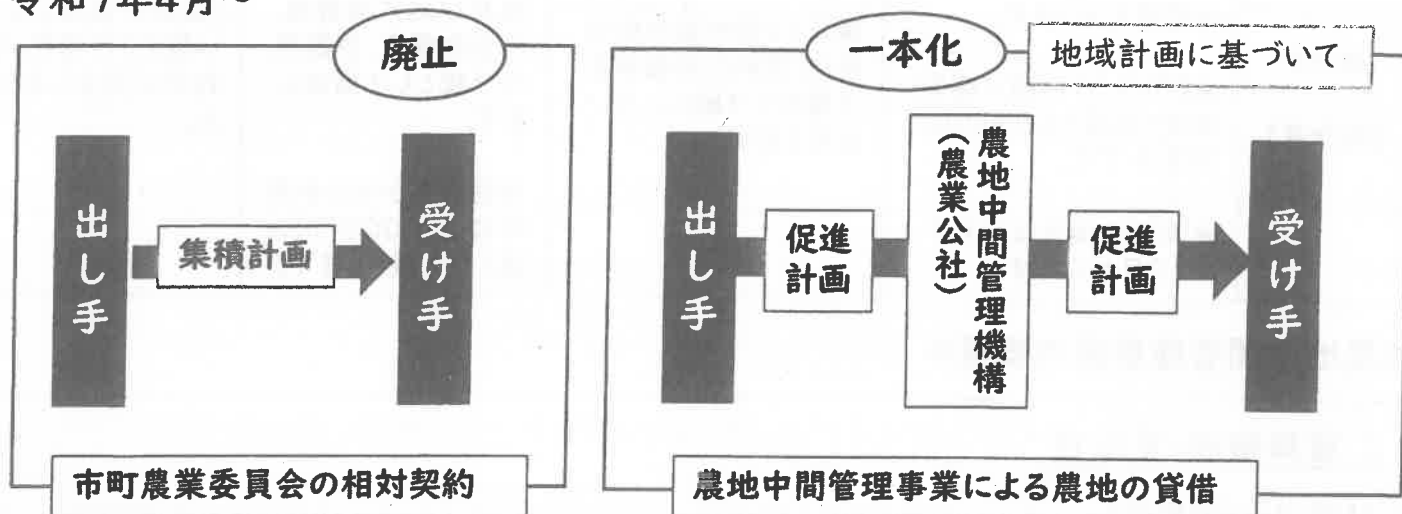


令和7年4月から農地の貸借手続が変更になります!!

大切な
お知らせ

令和7年度以降の農地の貸借契約につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、相対（直接契約）ができなくなり、地域計画の達成に資するよう地域計画に基づいて「農業公社」を介した農地中間管理事業による貸借へ一本化されます。

令和7年4月～



農地中間管理事業の利用については、『手数料』のご負担をお願いします。
※直ちに全ての契約が手数料対象となるわけではありません。

令和7年度以降の農地の貸借契約が農地中間管理事業に一本化されることにより、令和7年度以降、農業公社（農地中間管理機構）の取扱面積・賃料受払等の業務が年々増加し、数年後には3～4倍の業務量になることが予想されます。

このため、令和7年度以降の業務を適切に行っていくことは困難な状況であることから、健全な経営適切な業務を行っていくため事務手数料を徴収させていただくことになりました。

事業利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、何卒、ご理解を受け賜われますよう、よろしくお願いいたします。

《手数料徴収イメージ》[賃料が年間10,000円/10aの場合⇒手数料100円+消費税10円]

